

○総務省令第六十二号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十一月一日

総務大臣 石井 真敏

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令の一部改正）

第一条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成十六年総務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定

(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構が次の各号に掲げる業務を行う場合には、当該各号に掲げる業務に関する事項とする。</p> <p>一 機構法附則第八条第一項に規定する業務</p> <p>二 機構法附則第八条第二項に規定する業務</p> <p>三 機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)</p> <p>(業務方法書の記載事項等の特例)</p> <p>第三条 機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。一とあるのは「特定業務」という。一並びに機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。一)と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。一)とする。</p>	<p>附則</p> <p>(業務方法書の記載事項に関する経過措置)</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条の三各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第一項及び同条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。一)に関する事項とする。</p> <p>〔新設〕</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一条の三中「特定業務」という。一とあるのは「特定業務」という。一並びに機構法附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。一)と、第二条から第六条までの規定中「特定業務」とあるのは「特定業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。一)とする。</p>
<p>備考 表中の「一」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

（国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部改正）

第二条 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(会計の原則等の特例)</p> <p>第三条 機構法附則第八条第五項に規定する業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一条第一項中「(平成二年法律第三十五号)」とあるのは「(平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。)」と、「通信・放送開発金融関連業務」という。」「とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。」「及び機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第八条第五項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(会計の原則等の特例)</p> <p>第三条 機構法附則第九条第二項に規定する業務(特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)が行われる場合には、第一条第一項中「(平成二年法律第三十五号)」とあるのは「(平成二年法律第三十五号。以下この条から第十六条までにおいて「通信・放送開発法」という。)」と、「通信・放送開発金融関連業務」という。」「とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。」「及び機構法附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」と、第三条から第十六条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務(通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。)」とする。</p>

## 附 則

この省令は、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十四号）の施行の日から施行する。